

義援金の申請はお済みですか

まちづくり推進課 復興推進グループ ☎ 27-3179

胆振東部地震で被災した住宅と宅地を修繕した場合に義援金を支給しています。

住宅修繕

対象となる費用

外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気配線工事、水道配管工事などの修繕費用が1万円以上の場合
 ※家財、物置、舗装工事、外構工事などは対象外
 ※被災住宅応急修理の支給を受けている人は、その分を控除して算定

支給額

全壊、大規模半壊、半壊	限度額60万円
一部損壊	限度額30万円

※万円未満切り捨て

宅地修繕

対象となる費用

宅地の流入土砂撤去や宅面の亀裂修繕などの費用が1万円以上の場合

支給額

り災程度問わず限度額10万円 ※万円未満切り捨て

必要書類等

- ①預金通帳の写し
 - ②申請者本人が確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）
 - ③り災証明書（り災者区分が「物件居住者」になっているもの）
 - ④修繕の内容が確認できるもの（見積書・請求書・契約書など）
 - ⑤領収書
 - ⑥被災住宅応急修理の証明書（被災住宅応急修理制度を利用した人）
- ※宅地修繕には③⑥の書類不要

申請期限

令和6年3月29日(金)まで

※町集落アドバイザー等が、義援金の申請が終わっていないお宅を訪問し、申請のお手伝いをさせていただく場合がありますのでご理解をお願いします。

地域スポーツ支援

町体育協会事務局（役場内） ☎ 27-2321

町体育協会では地域住民の体力づくりや親睦を深める事業に対して経費の一部を助成します。

対象事業

- ①自治会が主催するパークゴルフ等のスポーツ大会
- ②自治会として参加する集まりンピック
- ③定期的に開催する健康体操等（子どもが夏休みに行うラジオ体操は除く）
- ④その他、会長が認めるもの

助成額・回数

1万円（定額）
原則として各自治会年度1回

提出書類

申請書

総合福祉センター和室の利用休止

住民課 福祉グループ ☎ 26-2872
 （総合ケアセンターゆくり内）

総合福祉センターの外壁・内装等の改修工事に伴い、施設の一部で利用を休止しています。

総合福祉センターの外壁・内装等の改修工事に伴い、施設の一部で利用を休止しています。また、工事期間中は騒音が発生する可能性があります。皆さまにはご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

休止する箇所と工事期間

1階の第一和室A・B

工事期間

7月31日(日)まで

計量用のはかり定期検査

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

取引や証明上の計量に使用するはかりは、検定証印等が付されたものでなければなりません。

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで、取引や証明上の計量に使用するはかりは、検定証印等が付されたものでなければなりません。

また、計量法第19条第1項の規定により、2年に1度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。

厚真町で実施する検査日程は次のとおりです。すでに該当する事業所には事前に連絡していますが、はかりを新規購入した場合などはお問い合わせください。

検査期日

7月21日(木)
厚南会館 14時～15時30分

7月22日(金)
総合福祉センター 9時30分～11時30分

土地取引の届け出

建設課 都市計画グループ ☎ 27-2451

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引契約をした場合は届け出が必要です。

届け出の対象となる面積

- ・市街化区域：2千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内：5千㎡以上
- ・都市計画区域外：1万㎡以上

届け出者

土地の権利取得者（買主等）

届け出期限

契約締結日から2週間以内
 ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力ください。

提出書類（各3部）

- 土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
 - ・土地の位置を明らかにした地形図(※1)
 - ・土地及びその付近の状況を明らかにした図面(※2)
 - ・土地の形状を明らかにした図面
 - ・委任状（代理人が届け出する場合）
- (※1)縮尺5万分の1以上
 (※2)縮尺5千分の1以上

罰則

届け出をしないと法律で罰せられることがあります。
 ※詳細は、町ホームページをご覧ください。

第11回特別弔慰金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
 （総合ケアセンターゆくり内）

戦没者等の遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

支給対象者

戦没者等の死亡時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦疾病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。

- ①令和2年4月1日までに戦疾病者戦没者遺族等救護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - ②戦没者の子
 - ③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、(1)～(4)の順番が入れ替わります。

④前記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族
 ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和5年3月31日(金)まで
 ※請求期間を過ぎると受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。
 ※第10回特別弔慰金が支給された人には、令和2年7月までに申請の案内が郵送されています。